

特集《スポーツと知財》

スポーツ中継映像にまつわる 著作権法の規律と放送権

弁護士 國安 耕太*



要 約

近年、スマートフォンの普及により、動画の撮影および不特定多数人への配信が素人にも容易になった。これに伴い、スタジアムで撮影した動画の投稿やスポーツバーでの観戦会についての法律相談も多数見受けられる。

本稿は、こうした情勢をふまえて、スポーツ中継映像にまつわる著作権法の規律を整理するとともに、放送権の性質を考察するものである。

具体的には、①スポーツ中継映像は、録画の場合はもちろん、生放送の場合でも映像が同時録画されているときは映画の著作物として保護されること、②放送事業者によるスポーツ中継映像の放送には、著作権とは別に著作隣接権が生じること、さらに、③競技場施設の所有者および選手ならびに競技団体も、法解釈上、放送権による保護を受けるものと考えられていることを論じている。

目次

- 第1 はじめに
- 第2 スポーツ中継映像と著作権
 - 1 スポーツの試合は「著作物」か
 - 2 試合をしているスポーツ選手は「実演家」か
 - 3 スポーツの試合を撮影した映像（スポーツ中継映像）は「著作物」か
 - 4 生放送の場合
 - 5 「映画の著作物」に関する著作者の権利
 - 6 小括
- 第3 スポーツ中継映像と著作隣接権
 - 1 視聴者が録画する場合
 - 2 視聴者が録画せずに放映する場合
 - 3 小括
- 第4 スポーツ中継映像と「放送権」
 - 1 「放送権」の法的性質
 - 2 「放送権」の根拠を①競技場施設の施設管理権に根拠を求める見解
 - 3 「放送権」の根拠を②選手の肖像権に根拠を求める見解
 - 4 「放送権」の効力
 - 5 小括
- 第5 おわりに

動画投稿サイトが多数作られ、素人であっても撮影した動画を、容易かつ簡便に、不特定かつ多数の者に対し、瞬時に配信することが可能となった。

実際、「スタジアムで、撮影した動画を、動画投稿サイトに投稿してもよいか」「スポーツバーで、オリンピックの観戦会を行ってよいか」といった法律相談を受けることも珍しくない。

そこで、本論考においては、スポーツ中継映像にまつわる著作権法の規律を整理するとともに、「放送権」の性質を考察する。

第2 スポーツ中継映像と著作権

1 スポーツの試合は「著作物」か

著作権法上、「著作物」とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」（著作権法2条1項1号）とされている。

それゆえ、「思想又は感情を創作的に表現したもの」ではないスポーツの試合そのものは、「著作物」にはあたらない。

第1 はじめに

近年、高性能なスマートフォンの普及によって、高画質かつ長時間の動画を撮影することができるようになり、また、YouTube やニコニコ動画をはじめ多くの

* ノースブルー総合法律事務所 代表弁護士

2 試合をしているスポーツ選手は「実演家」か

また、試合をしているスポーツ選手に「実演家」（著作権法2条1項4号）としての権利（著作権法90条の2以下）も生じない。

すなわち、「実演家」とは、「俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し、又は演出する者」（著作権法2条1項4号）をいい、「実演」とは、「著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること（これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む。）」（著作権法2条1項3号）をいう。そして、スポーツの試合が「著作物」でない以上、スポーツの試合を行ったとしても、「実演」にあらず、スポーツ選手も「実演家」にはあたらないことになる。

3 スポーツの試合を撮影した映像（スポーツ中継映像）は「著作物」か

以上の結論については争いがないであろう。

では、つぎに、スポーツの試合を撮影したビデオテープ、フィルム、デジタルデータ等の映像は、「著作物」にあたるのであろうか。

著作権法10条1項は、著作物を例示列挙しているが、このうち「映画の著作物」（7号）には、「映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物」を含むものとされている（著作権法2条3項）。

すなわち、いわゆる劇場用映画ではなくても、①映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、②物に固定されている、③著作物であれば、「映画の著作物」として、保護されることになる。

*著作権法10条1項

「この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図

表、模型その他の図形の著作物

七 映画の著作物

八 写真の著作物

九 プログラムの著作物」

*著作権法2条3項

「この法律にいう「映画の著作物」には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとする。」

そこで、ビデオテープ、フィルム、デジタルデータ等の映像についてみると、これらはいずれも「撮影」という視覚的な方法で表現されているといえ、①の要件は満たしている。

また、ビデオテープ、フィルム、デジタルデータ等に記録されている以上、②の要件を満たしていることは明らかである。

さらに、たとえば監視カメラなど、一定の場所に撮影機材を固定して自動的・機械的に撮影したものと異なり、スポーツ中継映像は、試合の映像を効果的に表現するために、カメラアングル、カメラワーク等の撮影方法および編集等の具体的表現内容に独自の創意が施されているといえる。

それゆえ、③の要件も満たしているといえる。

したがって、スポーツの試合を撮影したビデオテープ、フィルム、デジタルデータ等の映像は、「映画の著作物」として保護されることになる。

実際、過去の裁判例においても、総合格闘技競技の大会および試合を撮影・編集した映像について、「映画の著作物」にあると判断されている（東京地判平成25年5月17日、判例タイムズ1395号319頁）。

*東京地判平成25年5月17日

「作品11番、26番及び68番は、いずれも、総合格闘技であるUFCの大会における試合を撮影した動画映像であり、各場面に応じて被写体（選手、観客、審判等）を選び、被写体を撮影する角度や被写体の大きさ等の構図を選択して撮影・編集され、映像に、選手等に関する情報等を文字や写真により付加する等の加工を加えたものである（甲16の1ないし3）。このように、作品11番、26番及び68番は、試合の臨場感等を伝えるものとする

るべく、被写体の選択、被写体の撮影方法に工夫がこらされ、また、その編集や加工により、試合を見る者にとって分かりやすい構成が工夫されているものといえるのであって、思想又は感情を創作的に表現したものであると認められるから、映画の著作物に該当する。」

4 生放送の場合

それでは、いわゆる生放送で、スポーツ中継映像を放送した場合にも、「映画の著作物」として保護されるのであろうか。②物に固定されているという要件を満たしているといえるのか、問題となる。

この点、裁判例は、生放送についても、その映像が「生中継と同時に録画されている」ような場合には、上記②の固定性の要件も満たすものとして、「映画の著作物」に該当することを認めている（東京地判平成6年3月30日およびその控訴審である東京高判平成9年9月25日、全米女子オープン事件）。

*東京地判平成6年3月30日

「固定性の要件についてみるに、ビデオテープ・フィルムについては、固定性の要件を満たすことは明らかであり、また、テレビの生放送についても、その映像が生中継と同時に録画されているような場合には、固定性の要件を満たし、著作物性を有するというべきである。すなわち、一般に著作物とは思想又は感情を創作的に表現した無体物をいうものである（著作権法2条1項1号）ところ、生中継の映像が録画されているような場合には、録画された物自体ではなく、創作的な表現である映像それ自体が固定されることによって著作物となると解するのが著作権法全体の趣旨や同法2条3項の文言にも合致するというべきであり、この理は、生中継の映像が生中継と同時に録画されるいわゆる同時固定による場合であっても同様であると解すべきである（なお、固定性の要件については、米国においても同様に解されており、創作行為と同時に収録される場合には、この要件は充足され、創作と同時に著作権法による保護が与えられるものとされている。米国連邦著作権法101条等参照。）」

よって、この見解に従えば、生放送で、スポーツ中

継映像を放送した場合であっても、その映像が「同時に録画されている」ようなときは、「映画の著作物」として保護されることになる。

5 「映画の著作物」に関する著作権者の権利

「映画の著作物」については、「映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」が著作権者となる（著作権法16条）。監督、プロデューサー、ディレクター等がこれにあたる。

*著作権法16条

「映画の著作物の著作権者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作権者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。」

著作物に関し、著作権者は、複製権（著作権法21条）、上映権（著作権法22条の2）、公衆送信権（著作権法23条）等の権利を専有している（著作権法17条1項）。

*著作権法17条1項

「著作権者は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を享有する。」

しかし、「映画の著作物」の著作権に関しては、特別の規定が設けられている（著作権法29条）。

*著作権法29条

「1 映画の著作物（第十五条第一項、次項又は第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の著作権は、その著作権者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。

2 専ら放送事業者が放送のための技術的手段として製作する映画の著作物（第十五条第一

項の規定の適用を受けるものを除く。)の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該放送事業者に帰属する。

一 その著作物を放送する権利及び放送されるその著作物について、有線放送し、自動公衆送信(送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。)を行い、又は受信装置を用いて公に伝達する権利

二 その著作物を複製し、又はその複製物により放送事業者に頒布する権利

3 専ら有線放送事業者が有線放送のための技術的手段として製作する映画の著作物(第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該有線放送事業者に帰属する。

一 その著作物を有線放送する権利及び有線放送されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利

二 その著作物を複製し、又はその複製物により有線放送事業者に頒布する権利

すなわち、放送事業者は、当該映画の著作物を、放送、有線放送、自動公衆送信を行い、または受信装置を用いて公に伝達する権利および当該著作物の複製、頒布の権利を、有線放送事業者は、有線放送し、受信装置を用いて公に伝達する権利および当該著作物の複製、頒布の権利を専有することになる。

この結果、放送または有線放送用に作成した映画の著作物については、放送・有線放送関係の権利を映画製作者である放送事業者・有線放送事業者のみが、放送・有線放送に関する権利を有することになる。

***放送(著作権法2条1項8号)**

「公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信」をいい、テレビ局が行ういわゆる地上波放送がこれにあたる。

***有線放送(著作権法2条1項9号の2)**

「公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送

信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信」をいい、有線(配線)を用いた放送であり、ケーブルテレビ等が代表的な例である。

***自動公衆送信(著作権法2条1項9号の4)**

「公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの(放送又は有線放送に該当するものを除く。)」をいい、インターネットで映像を送信することがこれにあたる。

したがって、テレビ局等の放送事業者は、スポーツ中継映像について、放送等に関する著作権を専有することになる。

6 小括

以上のとおり、スポーツ中継映像は、録画されている場合はもちろん、生放送であっても、その映像が「同時に録画されている」ようなときは、「映画の著作物」として保護されることになる。

そして、「映画の著作物」として保護される当該スポーツ中継映像については、テレビ局等の放送事業者が、放送等に関する著作権を専有することになる。

その結果、視聴者は、著作権者たる放送事業者の許諾なく、再放送等を行うことはできない。

なお、著作権には、権利の制限規定が置かれており、たとえば、個人的に鑑賞する目的でビデオに録画すること(いわゆる私的使用のための複製)等は、著作権者の許諾なく可能である(著作権法30条1項)。

***著作権法30条1項柱書き**

「著作権の目的となつている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。」

第3 スポーツ中継映像と著作権隣接権

1 視聴者が録画する場合

上記のとおり、生放送で、スポーツ中継映像を放送した場合であっても、その映像が「同時に録画されている」ようなときは、「映画の著作物」として保護され

ることになる。

また、「映画の著作物」として保護されていない場合であっても、視聴者が自由に再放送等を行うことができるわけではない。

これは、著作権による保護とは別に、テレビ局等の放送事業者（著作権法2条1項9号）は、著作隣接権者として、放送番組の複製権（著作権法98条）、再放送権及び有線放送権（著作権法99条）、送信可能化権（著作権法99条の2）を専有しているからである。

* 著作権法 98 条

「放送事業者は、その放送又はこれを受信して行なう有線放送を受信して、その放送に係る音又は影像を録音し、録画し、又は写真その他これに類似する方法により複製する権利を専有する。」

* 著作権法 99 条 1 項

「放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する。」

* 著作権法 99 条の 2, 1 項

「放送事業者は、その放送又はこれを受信して行なう有線放送を受信して、その放送を送信可能化する権利を専有する。」

そのため、スポーツ中継映像が「映画の著作物」にあたる場合のみならず、生放送で、その映像が同時に録画されておらず「映画の著作物」として著作権の保護を受けない場合であったとしても、視聴者が録画したうえで、放送事業者に無断で再放送、有線放送、送信可能化をすることは、著作隣接権の侵害となり、違法である。

ただし、著作隣接権についても、著作権同様、権利の制限規定が置かれており、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するための複製（いわゆる私的使用のための複製）等は、著作隣接権者の許諾なく行うことが可能である（著作権法102条、30条1項）。

* 著作権法 102 条 1 項

「第三十条第一項、第三十条の二から第三十二条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十七条の二（第一号を除く。次項におい

て同じ。）、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十二条の四まで、第四十四条（第二項を除く。）並びに第四十七条の四から第四十七条の九までの規定は、著作隣接権の目的となつてい実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第二項及び第四十七条の十の規定は、著作隣接権の目的となつてい実演又はレコードの利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつてい実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替えるものとする。」

2 視聴者が録画せずに放映する場合

また、視聴者が録画せずに放送事業者の放送を放映した場合であっても、違法となることがある。

これは、放送事業者が、影像を拡大する特別の装置を用いてその放送を公に伝達する権利（テレビジョン放送の伝達権、著作権法100条）を専有しているからである。

* 著作権法 100 条

「放送事業者は、そのテレビジョン放送又はこれを受信して行なう有線放送を受信して、影像を拡大する特別の装置を用いてその放送を公に伝達する権利を専有する」

そのため、スポーツ中継映像をそのまま放映する行為であったとしても、影像を拡大する特別の装置を用いた放映を行う場合には、著作隣接権者たる放送事業者の許諾を受けなければならない。

そして、ここでいう「影像を拡大する特別の装置」とは、本来テレビ放送が予定している範囲・程度を超えて一種の映画的な利用がされる場合と解されている。

それゆえ、街頭での超大型テレビ、オーロラビジョンを用いた放映や、いわゆるスタジアム等におけるパブリックビューイングがこれに該当することはもちろん、スポーツバー等で大型スクリーンにプロジェク

ターで映像を投影するような場合も、「映像を拡大する特別の装置を用いて放送を公に伝達」したといえると考えられる。

このように、視聴者が録画せずに放送事業者の放送を放映したときであっても、放送事業者のテレビジョン放送の伝達権を侵害する行為は、違法となる。

なお、著作権法 102 条 1 項の著作隣接権制限規定では、営利を目的としない放送に関する規定（著作権法 38 条 3 項）を準用していない。

そのため、たとえ非営利目的で、かつ無料で行う放送であっても、放送事業者の許諾を得ないで行うパブリックビューイング等は、違法となる。

* 著作権法 38 条 3 項

「放送され、又は有線放送される著作物（放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。）は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家乗受信装置を用いてする場合も、同様とする。」

3 小括

以上のとおり、放送事業者が行ったスポーツ中継映像の放送には、著作権とは別に著作隣接権が生じることになる。

その結果、視聴者は、著作隣接権者たる放送事業者の許諾なく、再放送等を行うことはできない。

第4 スポーツ中継映像と「放送権」

1 「放送権」の法的性質

それでは、放送事業者の放送したスポーツ中継映像を再放送等するのではなく、観客が自ら撮影したスポーツの試合の映像を放送またはネット配信することは、自由にできるのであろうか。

我が国においては、スポーツの試合の映像を放送またはネット配信すること自体に関する権利、すなわち「放送権」という権利は、成文法で直接保護されているわけではない。

また、前述のとおり、「思想又は感情を創作的に表現したもの」ではないスポーツの試合そのものは、「著作物」にはあたらないし、スポーツの試合が「著作物」ではない以上、試合をしている選手に「実演家」（著作権法 2 条 1 項 4 号）としての権利（著作権法 90 条の 2

以下）も生じない。

しかし、現代のスポーツビジネスにおいては、スポーツの試合に関し、巨額の「放送権料」がやり取りされることが少なくない。

たとえば、新聞報道等によれば、2010 年のバンクーバー冬季オリンピックと 2012 年のロンドンオリンピックを合わせた放送権料が 325 億円、2014 年のソチ冬季オリンピックと 2016 年のリオデジャネイロオリンピックを合わせた放送権料が 360 億円とされている⁽¹⁾。

また、日本国内に限っても、日本プロ野球に関し、巨人戦の高額な放送権料が話題となることも少なくない。

実際、各競技団体には、放送権に関する規定が設けられている。たとえば J リーグには、公式試合の公衆送信権は、すべて J リーグに帰属する旨の規定があり（J リーグ規約 119 条）、V リーグ（V リーグ機構規約 86 条）、日本プロ野球（日本プロフェッショナル野球協約 2013、44 条）にも、同趣旨の規定がある。

* J リーグ規約 119 条

- 1 公式試合の公衆送信権（テレビ・ラジオ放送権、インターネット権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という）は、すべて J リーグに帰属する。
- 2 前項の公衆送信権の取扱いについては、理事会において定める。」

* V リーグ機構規約 86 条

- 1 公式試合のテレビ・ラジオ放送権は、すべて V リーグ機構に帰属し、V リーグ機構で一括管理する。
- 2 1 項の放送権の取扱いについては、理事会において定める。
- 3 ホームゲーム等においてテレビ・ラジオ局に対して、放送機会を増やす営業努力は、主管協会およびチームが積極的に行うことが望ましい。ただし、この場合でも、帰属および契約等は V リーグ機構が一括して行う。
- 4 CATV、ブロードバンド、モバイルなどによる放送権については、個別に協議して定める。」

*日本プロフェッショナル野球協約 2013, 44 条

「球団は、それぞれ年度連盟選手権試合のホーム・ゲームにつき、ラジオ放送及びテレビジョン放送（再生放送及び放送網使用の放送を含む）、有線放送並びにインターネット及び携帯電話等を利用した自動公衆送信（いずれも、海外への、及び、海外での放送及び送信を含む。）を自由に許可する権利を有する。」

このように「放送権」という権利は、成文法上存在していないにもかかわらず、多額の金銭が発生する権利として、取引の対象として浸透している。

そこで、我が国では、「放送権」の根拠を、①競技場施設の施設管理権または②選手の肖像権に求めることで、「放送権」の財産的価値の保護を図っている。

2 「放送権」の根拠を①競技場施設の施設管理権に根拠を求める見解

(1) 一般的に、物の所有者は、物の支配・利用・処分を完全に行う権限を有している。

そのため、スポーツの試合が行われる競技場施設の所有者も、その所有する施設をどのように管理するのか、誰に対し、どの範囲で施設の利用を許諾するのかといった施設管理権を有している。

そこで、「放送権」の根拠を、この施設管理権に求めるものである。

そして、競技場施設の所有者は、観客が、自ら撮影したスポーツの試合の映像を放送またはネット配信するために、競技場施設内に立ち入ることまでは、許容していないのが通常であろう。

したがって、かかる見解に従えば、競技場施設の所有者は、観客が自ら撮影したスポーツの試合の映像を放送またはネット配信することを禁止することができるという結論になろう。

実際、Jリーグでは、試合運営管理規程を定め、競技場施設内で、営利目的で競技等の写真撮影またはビデオ撮影をすることを禁止している。

* Jリーグ試合運営管理規程 5 条

「施設に入場しようとし、または入場した者は、運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除

き、いかなる施設においても次の各号に掲げる行為をしてはならない。

・営利目的で競技、式典、観客等の写真撮影またはビデオ撮影をすること。」

また、Vリーグでも、同様の規定がある。

* Vリーグ (HP: Vリーグ会場における取材について)

「Vリーグ機構が主催する大会の会場において、報道を目的とした取材を希望される方は、Vリーグ機構が定める正規の手続きをして、ADカードを受領の上、ご取材ください。

Vリーグ機構では、下記の基準と方法で、取材をお願いしています。

4. その他

(3) 取材情報および映像等の目的外使用のお断り

取材結果や映像等を報道以外の目的や個人のホームページやブログ等への使用はお断りいたします。

営利目的などのための取材（有料）については、Vリーグ機構までご連絡ください。

また、取材結果や撮影素材を申請された媒体以外で許可なく使用された場合は、以後の取材をお断りすることがあります。

(4) 取材のお断りについて

取材ルールを遵守していただけない場合や係員の指示に従っていただけない場合、不適切な取材と判断した場合は、退場をお願いする場合があります。

また、取材結果や撮影素材を申請された媒体以外で許可なく使用された場合は、以後の取材をお断りすることがあります。」

(2) もっとも、「放送権」の根拠を施設管理権に求めた場合、一つ大きな問題が生じる。すなわち、競技場施設の施設管理権を害しない方式、たとえば、競技場施設の外部からスポーツの試合を撮影し、これを放送することは禁止し得ないのではないかと、という問題である。

この点に関しては、放送権の根拠を施設管理権

に求める以上、競技場施設の施設管理権を害しない方式であれば、スポーツの試合を撮影し、これを放送することはなんら禁止されていないと解することもできよう。

しかし、民法709条は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と定め、権利とまではいえなくても「法律上保護される利益」であれば、保護の対象としている。

そして、『施設管理権という物権的権利を侵していないとしても、スポーツビジネスにおいて、「放送権」という権利が高額で取引されていることを知りながら、そのような行為に及ぶということは、一種の債権侵害であると捉えて、不法行為責任が発生するという見解もある』（金井重彦編著「エンターテイメント法」342頁）とされている。

また、裁判例では、著作権侵害とならない場合であっても、不法行為責任を認めるものがある。たとえば、他人のデータ等を無断で複製して使用する行為が自由競争の範囲を逸脱したものと認められる特段の事情がある場合には、不法行為が成立するとした事例（東京地中間判平成13年5月25日、自動車データベース事件）、家具の表面にちょう付加工される木目化粧紙を完全に模倣して、模倣元の販売地域と競合する地域でこれを廉価で販売する行為が取引における公正かつ自由な競争として許されている範囲を甚だしく逸脱するとして、不法行為を構成するとした事例（東京高判平成3年12月17日、木目化粧紙事件）である。

*東京地中間判平成13年5月25日

（データベースの著作物性を否定したうえで）

「人が費用や労力をかけて情報を収集、整理することで、データベースを作成し、そのデータベースを製造販売することで営業活動を行っている場合において、そのデータベースのデータを複製して作成したデータベースを、その者の販売地域と競合する地域において販売する行為は、公正かつ自由な競争原理によって成り立つ取引社会において、著しく不公正な手段を用いて他人の法的保護に値する営業活動上の利益を侵害する」

*東京高判平成3年12月17日

「人が物品に創作的な模様を施しその創作的要素によって商品としての価値を高め、この物品を製造販売することによって営業活動を行っている場合において、該物品と同一の物品に実質的に同一の模様を付し、その者の販売地域と競合する地域においてこれを廉価で販売することによってその営業活動を妨害する行為は、公正かつ自由な競争原理によって成り立つ取引社会において、著しく不公正な手段を用いて他人の法的保護に値する営業活動上の利益を侵害するものとして、不法行為を構成する」

かかる裁判所の考え方を踏まえれば、「放送権」という権利が高額で取引されていることを知らない者が無償で提供した場合であっても、著しく不公正な手段を用いて他人の法的保護に値する営業活動上の利益を侵害する行為として、競技場施設の所有者は、競技場施設の外部からスポーツの試合を撮影し、これを放送することを禁止しようとするのが合理的であろう。

3 「放送権」の根拠を②選手の肖像権に根拠を求める見解

(1) もう一つの考え方は、「放送権」の根拠を②選手の肖像権に求める見解である。

スポーツの試合を撮影する以上、当該試合の映像には、出場している選手が必然的に写り込むことになる。

そこで、「放送権」の根拠を、この選手の肖像権に求めるのである。すなわち、選手が、所属チーム・クラブに対し、自己の肖像権を使用することを許諾し、所属チーム・クラブが、所属する競技団体に対し、放送に関してこの選手の肖像権を使用することを許諾し、さらに競技団体が、放送事業者に対し、放送権を許諾していると考えるのである。

実際、Jリーグの場合は、つぎのとおり、肖像権の許諾が行われている。

⑦選手⇒所属クラブ

日本サッカー協会選手契約書8条

1 クラブが本契約の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名等（以下「選手の肖像等」

という)を報道・放送において使用することについて、選手は何ら権利を有しない。

2 選手は、クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動(以下「広告宣伝等」という)に原則として無償で協力しなければならない。

3 クラブは、選手の肖像等を利用してマーチャンダイジング(商品化)を自ら行なう権利を有し、また協会、リーグ等に対して、その権利を許諾することができる。

4 選手は、次の各号について事前にクラブの書面による承諾を得なければならない。

- ①テレビ・ラジオ番組、イベントへの出演
- ②選手の肖像等の使用およびその許諾(インターネットを含む)
- ③新聞・雑誌取材への応諾
- ④第三者の広告宣伝等への関与

5 第3項において、選手個人単独の肖像写真を利用した商品を製造し、有償で頒布する場合、または前項の出演もしくは関与に際しての対価の分配は、クラブと選手が別途協議して定める。

①所属クラブ⇒Jリーグ

Jリーグ規約129条

1 Jリーグは、Jクラブ所属の選手、監督、コーチ等(以下「選手等」という)の肖像、氏名、略歴等(以下「肖像等」という)を包括的に用いる場合に限り、これを無償で使用することができるものとする。ただし、特定の選手等の肖像等のみを使用する場合には、その都度、事前にJクラブと協議し、その承認を得るものとする。

2 Jリーグは、前項の権利を第三者に許諾することができる。

また、Vリーグの場合も、つぎのとおり、肖像権の許諾が行われている。

⑦選手⇒所属クラブ

Vリーグ機構規約58条

1 選手は、バレーボール活動中の選手の肖像

像、映像、氏名等(以下、「選手の肖像等」という)が、報道、放送されることおよび当該報道、放送に関する選手の肖像等につき何らの権利を有するものではない。

2 選手は、チームから指示があった場合、チーム、Vリーグ機構およびJVAの広報、広告宣伝活動に使用するための素材製作(肖像写真撮影、フィルム・ビデオ撮影、インタビュー録音等)に原則として無償で応じなければならない。

3 チームは、選手の肖像等をチーム、Vリーグ機構、JVAの広報、広告宣伝活動のために無償で使用する事が出来る。

4 選手は、テレビ、ラジオ番組もしくはイベント等の出演または新聞・雑誌記事もしくは広告宣伝・販売促進活動等への関与については、事前にチームの書面による承諾を得なければならない。

5 4項の出演または関与に際しての対価の分配は、別に定める。

①所属クラブ⇒Vリーグ

Vリーグ機構規約94条

1 Vリーグ機構は、チームの所属の選手、監督、コーチ等(以下「選手等」という)の肖像、氏名、略歴等(以下「肖像等」という)を包括的に用いる場合に限り、これを無償で使用できるものとする。ただし、Vリーグの広報宣伝活動の範囲での使用については、特定の選手等の肖像等についても無償で使用できるものとする。

2 Vリーグ機構は、①の権利を第三者に許諾することができる。

3 上記①以外のケースについては、別途定める規定によるものとする。

以上のとおり、JリーグおよびVリーグの場合は、選手の肖像権が、選手からクラブ、クラブからリーグに許諾されていることが明確に規定されている。

そして、前述のとおり、JリーグおよびVリーグでは、試合運営管理規程を定め、競技場施設内で、営利目的で競技等の写真撮影またはビデオ撮

影をすることを禁止している。

したがって、選手は、自身の肖像権を根拠に、観客がスポーツの試合を撮影し、これを放送することを禁止しうるのである。

(2) なお、前述のとおり、JリーグやVリーグにおいては、明示的に、選手が、所属チーム・クラブ、ひいては所属する競技団体に対し、自己の肖像権を使用することを許諾している規定が存在する。

他方、この点に関し、日本プロ野球の場合も、日本プロ野球の選手が、所属球団と締結する統一契約書に、つぎの規定がある。

***統一契約書 16 条（写真と出演）**

「球団が指示する場合、選手は写真、映画、テレビジョンに撮影されることを承諾する。なお、選手はこのような写真出演等にかんする肖像権、著作権等のすべてが球団に属し、また球団が宣伝目的のためにいかなる方法でそれらを利用しても、異議を申し立てないことを承認する。

なおこれによって球団が金銭の利益を受けるとき、選手は適当な分配金を受けることができる。さらに選手は球団の承諾なく、公衆の面前に出演し、ラジオ、テレビジョンのプログラムに参加し、写真の撮影を認め、新聞雑誌の記事を書き、これを後援し、また商品の広告に関与しないことを承諾する。」

規定自体をみる限り、JリーグやVリーグの規定と内容において大差はなく、球団が「宣伝目的」のため、撮影された選手の写真出演等を利用できる旨を規定しているだけのように読める。

しかし、日本プロ野球の場合における特殊性は、肖像権に関し、「宣伝目的」に「選手の氏名及び肖像の商業的使用ないし商品化型使用の目的」まで含まれていると判断されている点にある（知財高裁平成 20 年 2 月 25 日プロ野球選手肖像権訴訟）。

かかる判示に従えば、日本プロ野球の場合、選手の肖像権の使用が、選手からクラブ等に許諾されているだけでなく、それを超えて肖像権、著作権等のすべてがクラブ等に属し、選手の氏名および肖像の商業的使用ないし商品化型使用までが広範に認められていることになる。

そのため、選手自身が、肖像権を根拠に、観客がスポーツの試合を撮影し、これを放送することを禁止できるといえるのか、疑問が残るところである。

***知財高裁平成 20 年 2 月 25 日**

「統一契約書が制定される以前から、球団ないし日本野球連盟が他社に所属選手の氏名及び肖像を商品に使用すること（商業的使用ないし商品化型使用）を許諾することが行われており、本件契約条項に相当する当初の規定も、かかる実務慣行のあることを前提にして起草されたものである。したがって、統一契約書が制定された昭和 26 年当時、選手の氏名及び肖像の利用の方法について、専ら宣伝のために用いる方法と、商品に付して顧客吸引に利用する方法とを明確に峻別されていたとは考え難く、「宣伝目的」から選手の氏名及び肖像の商業的使用ないし商品化型使用の目的を除外したとする事情を認めることはできない。」

4 放送権の効力

以上のとおり、成文法上、放送権という権利は存在していないものの、①競技場施設の施設管理権または②選手の肖像権を根拠に、競技場施設の所有者および選手は、観客がスポーツの試合を撮影し、これを放送等することを禁止しうると考えられる。

それでは、観客がスポーツの試合を撮影し、これを放送する等した場合、JリーグやVリーグ等の競技団体自身が、当該観客に対し、損害賠償請求および差止請求をすることはできるのであろうか。

(1) JリーグやVリーグ等の競技団体の法的地位

前述のとおり、観客がスポーツの試合を撮影し、これを放送等することを禁止する法的根拠は、①競技場施設の所有者の施設管理権または②選手の肖像権である。

そして、JリーグやVリーグ等の競技団体は、競技場施設の所有者または選手から、その施設管理権または肖像権を管理・使用するという債権的な権利を与えられているにすぎない。

(2) 損害賠償請求権

上記のとおり、JリーグやVリーグ等の競技団体が有している権利は、施設管理権または肖像権を管理・使用するという債権的な権利である。

そして、債権は、権利を誰に対しても主張することができる物権と異なり、特定の相手方に対してのみ、ある一定の行為を要求することができる権利である。

かかる債権としての側面を重視すれば、JリーグやVリーグ等の競技団体自身が、スポーツの試合を撮影し、これを放送する等した観客に対し、直接損害賠償請求をすることはできないことになる。

しかし、債権的な権利とはいえ、JリーグやVリーグ等の競技団体が有している権利は、当該試合に関しては、JリーグやVリーグ等の競技団体のみに管理・使用権を許諾するという特約付き、すなわち独占的な権利である。

* 前述のとおり、Jリーグ規約は、「Jリーグは、Jクラブ所属の選手、監督、コーチ等（以下「選手等」という）の肖像、氏名、略歴等（以下「肖像等」という）を包括的に用いる場合に限り、これを無償で使用することができる」（規約129条）、「公式試合の公衆送信権（テレビ・ラジオ放送権、インターネット権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という）は、すべてJリーグに帰属する。」（119条1項）と規定している。

* 同じくVリーグ機構規約は、「Vリーグ機構は、チームの所属の選手、監督、コーチ等（以下「選手等」という。）の肖像、氏名、略歴等（以下「肖像等」という。）を包括的に用いる場合に限り、これを無償で使用できるものとする。」（94条1項本文）、「公式試合のテレビ・ラジオ放送権は、すべてVリーグ機構に帰属し、Vリーグ機構で一括管理する。」（86条）と規定している。

そして、第三者が無権原で使用すると、形式的にはその独占性が害され、JリーグやVリーグ等の競技団体の利益が侵害されていると評価することもできる。

そうであるとすれば、独占的な管理・使用権者としての地位も、「法律上保護される利益」（民法709条）として、保護に値するものと考えられる。

過去の裁判例においても、意匠権や特許権の独

占的通常実施権者には、固有の損害賠償請求権が認められており、著作権の利用許諾契約においても同様に考えることができるとされている。

* 大阪地判昭和59年12月20日（判タ543号304頁、控訴審大阪高判昭和61年6月20日も結論を認容）

「完全独占的通常実施権においては、権利者は実施権者に対し、実施権者以外の第三者に実施権を許諾しない義務を負うばかりか、権利者自身も実施しない義務を負っており、その結果実施権者は権利の実施品の製造販売にかかる市場及び利益を独占できる地位、期待をえているのであり、そのためにそれに見合う実施料を権利者に支払っているのであるから、無権限の第三者が当該意匠を実施することは実施権者の右地位を害し、その期待利益を奪うものであり、これによつて損害が生じた場合には、完全独占的通常実施権者は固有の権利として（債権者代位によらず）直接侵害者に対して損害賠償請求をなし得るものと解するのが相当である。」

* 東京地判平成17.5.31（判時1969号108頁）

独占的通常実施権者が、直接侵害者に対して損害賠償請求をなし得ることを前提に、特許法102条（損害の額の推定等）が適用されると判示している。

「特許法102条3項は、特許権者又は専用実施権者が侵害者に対して、特許発明の実施に対して受けることのできる実施料相当額の損害の賠償を受けることができる旨を定めているもので、特許権者又は専用実施権者の保護のため、概ね賠償額の最低限度を保障する趣旨に出たものである。独占的通常実施権者は、当該特許権を独占的に実施して市場から利益を上げることができる点において専用実施権者と実質的に異なるところはないところ、同項の趣旨は、独占的通常実施権者にも妥当するから、独占的通常実施権者が侵害者の実施行為によって受けた損害についても、同条項を類推適用することとする。」

したがって、JリーグやVリーグ等の競技団体自身が、スポーツの試合を撮影し、これを放送す

る等した観客に対し、損害賠償を請求することができるといえる。

(3) 差止請求権

これに対し、独占的な管理・使用権者としての地位に基づく差止請求権は、認められないであろう。第三者の利用によって独占性は妨げられるものの、独占的な管理・使用権者自身が行う管理・使用には何らの支障も生じることがないことからである。

過去の裁判例でも、意匠権の独占的通常実施権者の場合には、固有の差止請求権を認めていない。

*前掲大阪地判昭和59年12月20日(判タ543号304頁)

「そこで差止請求権について判断するに、通常実施権ひいては完全独占的通常実施権の性質は前記のとおりであるから、無権限の第三者が当該意匠を実施した場合若しくは権利者が実施権者との契約上の義務に違反して第三者に実施を許諾した場合にも、実施権者の実施それ自体は何ら妨げられるものではなく、一方そのように権利者が第三者にも実施許諾をすることは、実施権者に対する債務不履行とはなるにしても、実施許諾権そのものは権利者に留保されて在り、完全独占的通常実施権の場合にも右実施許諾権が実施権者に移付されるものではないのであるから、実施権者の有する権利が排他性を有するということはできず、また条文の上からも意匠法三七条には差止請求権を行使できる者として意匠権者又は専用実施権者についてのみ規程していること(しかも、本件において原告は専用実施権の登録をなすことにより容易に差止請求権を有することができること)を考慮すると、通常実施権者である限りは、それが前記完全独占的通常実施権者であつてもこれに差止請求権を認めることは困難であり、許されないものといわざるをえない。」

したがって、JリーグやVリーグ等の競技団体自身が、スポーツの試合を撮影し、これを放送する等した観客に対し、差止請求をすることはでき

ないであろう。

5 小括

以上のとおり、JリーグやVリーグ等の競技団体自身が、スポーツの試合を撮影し、これを放送する等した観客に対し、放送権に基づき、損害賠償を請求することができるが、差止請求までは認められないと考える。なお、競技団体と同様に、放送事業者にも、損害賠償請求権があるか問題となりうる。

ただ、Jリーグ、Vリーグおよび日本プロ野球において、放送権が競技団体(またはチーム)に属すると規定している以上(Jリーグ規約119条、Vリーグ機構規約86条、日本プロフェッショナル野球協約2013.44条)通常は、競技団体(またはチーム)のみが、権利を有しており、放送事業者は権利を有していないと考えるのが素直であろう。

第5 おわりに

以上述べてきたとおり、スポーツ中継映像は、録画されている場合はもちろん、生放送であっても、その映像が「同時に録画されている」ようなときは、「映画の著作物」として保護され、また、放送事業者が行ったスポーツ中継映像の放送には、著作権とは別に著作隣接権が生じることになる。

さらに、①競技場施設の施設管理権または②選手の肖像権を根拠に、競技場施設の所有者および選手、そして競技団体も、成文法は存在しないものの、放送権による保護を受ける。

このようにスポーツ中継映像の放送を巡っては、著作権、著作隣接権および放送権による制約を受けることになる。

本年は、2月にソチ冬季オリンピック、6月にはサッカーのワールドカップが控えており、また、平成32年には、東京オリンピックも予定されている。

法的問題が生じることのないよう気を付けながら、楽しむこととしたい。

注

(1)<http://sankei.jp.msn.com/entertainments/news/140121/ent14012109420006-n1.htm>

(原稿受領2014.2.7)